

# 能力担保研修の準備状況および今後の予定



会員 川久保 新一\*

## 目 次

1. はじめに
  2. 能力担保研修に関する経緯の概要
  3. 能力担保研修の内容
    - (1) 受講者の条件, 会場および研修時期
    - (2) 受講規模
    - (3) カリキュラム案
    - (4) 受講料
    - (5) 受講規則
  4. 能力担保研修の準備状況
    - (1) 講師確保
    - (2) 会員の受講希望を問うアンケート結果
    - (3) 受講生の選定
    - (4) 侵害訴訟代理研修懇談会
    - (5) 研修所能力担保研修部会の活動
    - (6) 統一教科書
  5. 特定侵害訴訟代理業務試験
  6. 大学委託の民法, 民訴基礎研修等
  7. 本年1月以降の日程の概要
  8. おわりに
- .....

## 1. はじめに

平成14年4月に公布された改正弁理士法において、一定の条件付で弁理士に特許権等の特定侵害訴訟代理権を付与する旨が規定され、本年1月1日に、同法の省令が施行され、弁理士への侵害訴訟代理権付与の前提である「信頼性の高い能力担保措置」としての能力担保研修を日本弁理士会が行うことが正式に決定された。これを受けて、日本弁理士会研修所（以下研修所という）が、能力担保研修の準備に取り掛かっている。

弁理士へ侵害訴訟代理権を付与する理由は、弁理士の専門性を活用して侵害訴訟の審理の迅速化を図ることであり、いわば社会的な要請が非常に強いと理解している。

能力担保研修は、その研修規模、研修期間、講師の大量確保のいずれの点でも、日本弁理士会の歴史100余年の研修の中でも、最大のものであり、勿論、研修所の歴史20数年の中でも、最大の事業である。

能力担保研修の十分な検討、準備は、本年度の正副

会長会の最重要課題であり、また、能力担保研修の円滑な実施は、次年度の正副会長会の最重要課題であるとも聞いている。

能力担保研修を社会からの信頼性の高いものにする、研修の運用の透明性、公平性が重要であることを基本にして、研修所が能力担保研修の検討、準備を行っている。現在まで、いくつかの困難があったものの、能力担保研修の検討、準備は順調に進んでいると判断している。

日本弁理士会の内部では、初年度の開講を目指して、1年以上前から検討を行っており、これらを含めて、その状況を報告する。なお、以下の内容は、1月20日現在における検討状況であり、今後の事情によっては変更されるものもある。

## 2. 能力担保研修に関する経緯の概要

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）において、知的財産に関する侵害訴訟の人的インフラを増強し、その迅速化を図るために、「信頼性の高い能力担保措置」を講じた上で、弁理士に特定侵害訴訟の代理権を認める見解が打ち出された。

これとほぼ同時期に、特許庁長官の私的懇談会である「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」の報告書（平成13年6月18日）において、信頼性の高い能力担保措置は、研修とその効果確認を主たる目的とする試験であり、研修の骨格等は国が定め、その実施主体は日本弁理士会であり、試験は国が行うという方向が示された。

また、平成13年8～11月に開催された特許庁総務部長の私的懇談会である「能力担保措置ワーキンググループ」の報告書において、弁理士が訴訟代理人になる侵害訴訟の範囲、研修のレベル、研修科目、研修形

\* 日本弁理士会 研修所副所長 能力担保研修担当

態，研修時間等の点について整理された。

さらに、「能力担保措置の実施に関する研究会」報告書（平成14年3月）において，信頼性の高い能力担保措置の具体的方針（カリキュラムと教材）について検討された。

「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」，「能力担保措置ワーキンググループ」，「能力担保措置の実施に関する研究会」において座長をされた牧野利秋弁護士と，それらの委員をされた吉原省三弁護士には，日本弁理士会が行っている後述の「侵害訴訟代理研修懇談会」を含めて，現在まで，多大のご指導，ご尽力を賜り，研修所としても心より感謝を申し上げます。

### 3．能力担保研修の内容

上記各検討結果を踏まえて，研修所では，以下の方向で能力担保研修を実施することを考えている。

#### (1) 受講者の条件，会場および研修時期

##### 受講者の条件

能力担保研修を受講することができるのは，特定侵害訴訟代理権の取得に意欲のある弁理士である。また，能力担保研修は，民訴の実務を主体とする研修であり，その研修内容を十分に理解するためには，民法，民訴法の基礎を修得していることが必要である。能力担保研修受講に際して，民法，民事訴訟法の基礎を試験する訳ではないが，何らかのルートで民法，民事訴訟法の基礎を修得する必要がある。つまり，民法，民訴の修得は，原則自己研鑽であり，その修得方法は問われていない。

なお，民法，民訴の基礎については，能力担保研修の後にその効果確認を主たる目的として行われる特定侵害訴訟代理業務試験において，その出題範囲になっている点に注意を要する。

##### 研修会場

研修会場は，ある程度を受講希望者（1クラスを編成できる程度を受講者の数）を確保できる地区であること，ある程度の講師数（1クラスを担当する5～6人）を確保できる地区であること，その地区における研修所の運営担当が存在していること等の条件を備えていれば研修会場として設定される。これらの条件を満たす地区として，初年度は，表1に示す地区で研修が行われる。

東京では，弁理士会館3階が研修会場になり，そこ

の第1，2会議室を第1室とし，第4，5会議室を第2室とし，これら第1，2室で同時に研修を行う。これによって，外部へ借室料を支払う必要がなく，受講料を安くすることができる。また，弁理士会館の会議室は，各委員会等に使用されているが，平日の夜間，休日には，通常，委員会等が開催されず，これらへの影響が少ない。

表1 各地区における開催会場

地 区	会 場
東 京	弁理士会館
大 阪	関西特許情報センター
名 古 屋	安保ホール，日本弁理士会名古屋分室
中国・四国	岡山コンベンションセンター 広島グランドインテリジェントホテル

北陸地区では，当初独自に研修を開催して欲しいとの要望があったが，研修開催が隔週開催となった時点から，東京，大阪会場（土曜コースまたは日曜コース等）に参加することによって対応することになり，北陸地区での開催は見送られた。

また，九州地区については，2年度（平成16年度）に能力担保研修を開講する方向で検討している。

東京，大阪，名古屋地区以外の地区でも，研修開催に関する何らかの地区対策を行うことが，改正法の国会の附帯決議に盛り込まれているが，中国・四国会場で開催することが，この趣旨に沿うものであり，また，隔週開催によって，北陸地区等の会員が参加し易くなったことも，附帯決議に沿うものと考えられる。

##### 研修時期

初年度は，平成15年5月に能力担保研修が開始され，同年9月に修了する。

能力担保研修の検討当初には，4月に研修を開始することを検討していたが，年度初めの多忙性を考慮して，5月連休後に研修を開始するように変更された。

表2 各研修会場における開講式，修了式の日程

研修会場	開 講 式	修 了 式
東 京	平成15年5月9日(金)	平成15年9月13日(土)
名 古 屋	平成15年5月9日(金)	平成15年9月13日(土)
大 阪	平成15年5月16日(金)	平成15年9月6日(土)
中国・四国	平成15年5月16日(金)	平成15年9月7日(日)

開講式，修了式は，開催地区で多少のバラツキがあるが，ほぼ全国一斉に開始され，ほぼ同時期に修了する。このように時期的に統一したのは，能力担保研修修了後に，特定侵害訴訟代理業務試験が控え，研修修

了から、試験までの期間を同じようにすることが公平性を担保する上に必要であると考えられるからである。なお開講式は、東京、大阪の会場のみで行われる予定である。

## (2) 受講規模

初年度（平成15年度）における能力担保研修の受講規模（受講可能人数）は、現在のところ、合計850人である。この内訳は、表3にあるように、東京会場が540人、大阪会場が200人、名古屋会場が60人、中国・四国会場が50人である。東京、名古屋会場では、60人/1クラスの受講生であり、大阪、中国・四国では、50人/1クラスの受講生である。上記能力担保措置ワーキンググループにおいて、能力担保研修の受講者数は1クラス当たり、50～70人が望ましいとされ、表3に示す受講生数は、この枠内に入っている。

表3 各研修会場における受講可能人数

研修会場	人数×クラス数	受講可能人数
東京	60人×9	540人
大阪	50人×4	200人
名古屋	60人×1	60人
中国・四国	50人×1	50人
受講可能合計人数		850人

なお、上記能力担保措置ワーキンググループにおいて、受講規模は、400～500人/年が妥当であるとの方向が出ているが、専門性を活用した弁理士に侵害訴訟の代理をさせることによって審理の迅速を図る趣旨を速く実現するためには、実現可能な枠内であるべく多くの弁理士が特定侵害訴訟の代理人として世に出ることが望まれ、また、能力担保研修に対する会員の受講希望が、初年度に関してだけでも、400～500人のほぼ3倍もあり、研修を準備する研修所としては、できる限り会員の希望を適えることが責務であると考え、受講規模の拡大に努力を傾けた。

2年度（平成16年度）以降の能力担保研修における受講規模は、確保可能な講師数、会員のニーズ等を含め、今後の検討課題である。

## (3) カリキュラム案

科目、受講者レベル

能力担保研修では、民事訴訟の実務を主体とする研修が行われる。

能力担保研修の受講対象者として想定されているのは、侵害訴訟の補佐人経験がない弁理士であり、このレベルに合わせて研修が行われる。

### 時間数

研修の総時間数は、45時間以上であると、弁理士法施行規則で定められている。なお、上記45時間には、自宅起案、開講式、修了式は含まれていない。

### カリキュラム案

上記45時間という極めて限られた時間内で、効率よく研修を運営するために、上記能力担保措置の実施に関する研究会で、研修カリキュラム案に基づくタイムテーブルのイメージ（案）が作成され、このイメージ（案）を元にして、研修所では、能力担保研修が実施される各地区の事情に合うように、また、自宅起案を行うに十分な時間、起案提出から講評までの時間的な余裕等を含め、具体的な日程を設定する検討を重ねた。

表4に、月・木コースのカリキュラム案を示してあり、表5に日曜コースのカリキュラム案を示してある。

カリキュラムは、基本的には、表6に示すように、特定侵害訴訟の手續に関する講義、特定侵害訴訟の訴状、答弁書、準備書面に関する基礎演習、法曹倫理に関する講義、裁判所から見た知的財産訴訟に関する講義、訴訟事務手續の解説に関する講義である。

表6 研修内容と研修時間

研修内容	研修時間
特定侵害訴訟の手續に関する講義	19.5時間
特定侵害訴訟の訴状、答弁書、準備書面に関する基礎演習	19.5時間
法曹倫理に関する講義	1.5時間
裁判所から見た知的財産訴訟に関する講義	3.0時間
訴訟事務手續の解説に関する講義	1.5時間

各権利別の縦割りの各論（特許・実用新案、意匠、商標、不正競争）と、横割りの各論（差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟等）とをミックスした形でカリキュラムが組まれ、つまり、侵害訴訟総論に続き、特許・実用新案、商標、不正競争について、損害賠償請求訴訟、差止請求訴訟に関して自宅起案を行い、これについて講評、質疑応答が行われる。

### コース

受講生の希望に応じて、コースを選択できるように、表7に示すように、いくつかのコースが設定されている。

表7 各研修コースにおける開催曜日，時間帯等

コース		時間帯	開催週	研修会場	
平日	月・木	夜	午後6～9時	隔週	東京
		昼	午後2時半～5時半	隔週	東京
	火・金	夜	午後6～9時	隔週	東京
	木	夜	午後5時半～8時半	毎週	名古屋
休日	土	昼	午前10時～午後5時	隔週	東京，大阪
	日	昼	午前10時～午後5時	隔週	東京，大阪
	土・日	昼	午前10時～午後5時	適宜	中国，四国

研修コースを大きく分けると，平日コースと，休日コースとが設定されている。平日コースは，週2日開講する月・木コースと火・金コースとがあり，それらの多くが，午後6～9時に研修が行われ，東京の1クラスの月・木コースのみが，昼間（午後2時半～5時半）開講される。休日コースは，土曜コースと日曜コースとがあり，それぞれ，午前10時～午後5時に研修が行われる。平日，休日コースとも，隔週で開講される。なお，大阪会場は，土曜，日曜コースのみで，平日コースが開講されず，名古屋会場は，毎週木曜日に開催されるコースが設定されている。

当初，毎週開講（2～3ヵ月で修了）することを検討していたが，講師側，受講生側の双方の負担が大きいの理由で，隔週開講に変更された。

また，どのクラスを受講しても，半分以上は同じ内容を修得できるように内容の統一性を確保するために，講師間の連絡を密にするように方策を練っている。

#### (4) 受講料

この受講料を算出する場合，会員の全員が受講する訳ではないので，受益者負担を原則とする。しかし，会員全員に配布する研修案内等については，会からの負担とした。また，研修実施によって，利益を出すことは目的とせず，実費程度で運営することとし，また，可能な限り，会の自前の施設を利用することを前提とした。さらに，日本弁理士会の会費が全国一律であることから，受講料も全国一律とした。

この方針で検討した結果，能力担保研修を受講する場合の受講料は，21万円（テキスト代，消費税を含む）に決定された。

#### (5) 受講規則

終了基準

すべての講義に出席することが修了基準の1つとなるものと考えられる。

45時間という極めて短時間に研修内容を凝縮しているため，1日たりとも疎かにはできない。

したがって，能力担保研修の受講申込の際には，100%出席可能なコースを選択して頂きたい。

また，自宅起案も研修の一環であり，全て提出する必要がある。

当然のことながら遅刻，早退，起案の提出も，厳しくチェックされるべきものであると考えられる。

### 4. 能力担保研修の準備状況

#### (1) 講師確保

研修所としては，能力担保研修の準備の中で最も重要かつ研修の規模等を大きく左右する要因は，ある程度の人数の講師を確保することであると考えている。研修所が施設，カリキュラム等をいくら検討しても，講師のなり手がいなければ，十分な能力担保研修を実施することができず，講師をお願いできたとしても，それが少なければ，受講できる弁理士の数が少ない。

また，能力担保研修の講師としては，弁護士，裁判官またはその経験者であって，知財侵害訴訟に關与したことがあることが必要であると考えた。

#### 1クラスに必要な講師数

1つのクラスに，A，B，C，D，Eの各講師と，法曹倫理担当の講師との合計6人の講師で研修を行って頂くことにした。1つのクラスで研修した場合，講師の負担が重くならないようにとの観点から，原則として他のクラスでは講義して頂かないこととした。

また，表8に示すように，A講師の負担が他の講師よりも重いので，A講師を複数人で分担してもよいことになった。

なお，裁判所関係の講師は，クラスに1人ではなく，東京会場，大阪会場のそれぞれで共通講義とし，研修会場を別枠で設定している。

#### 講師確保の方策

東京地区においては，東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会に講師推薦をお願いし，能力担保研修に関する概要，研修所の考えを，各弁護士会で説明し，理解を求めた。知的財産侵害訴訟に關与していると思われる弁護士のリスト（各弁護士会別のリスト）を提示し，参考として頂いた。

表8 各講師の担当内容

講師	担当内容	研修時間
A 講師	特定侵害訴訟の手續に関する講義	19.5時間
B 講師	特許・実用新案権侵害訴訟の差止、損害賠償の講義、起案出題、講評	9.0時間
C 講師	意匠権侵害訴訟の差止 or 損害賠償の講義	1.5時間
D 講師	商標権侵害訴訟の差止 or 損害賠償の講義、起案出題、講評	4.5時間
E 講師	不競法違反訴訟の差止 or 損害賠償の講義、起案出題、講評	4.5時間
法曹倫理講師	法曹倫理に関する講義	1.5時間
裁判所講師	裁判所から見た知的財産訴訟の講義、訴訟事務手續の解説に関する講義	4.5時間

また、大阪地区においては、小松陽一郎弁護士、名古屋地区においては、内藤義三弁護士にご尽力頂いている。

現在では、表12に示すように、講師全員が決まり、研修所としては、大きな山を1つ越したということで、一段落しているところである。

#### 講師間会議

能力担保研修の後に試験が控えていることもあり、研修での内容の統一性が是非とも必要であり、また、科目間における起案出題の重複を避ける必要もある。そこで、講師間会議を開催することとし、その第1回が、東京では平成14年11月11日(月)に、名古屋では平成14年11月20日(水)に、大阪では平成15年1月9日(木)に開催された。東京での第1回講師間会議では、61人の講師と、日本弁護士連合会、特許庁、裁判所、研修所等の関係者を含め、全体で100人以上が参加した。第1回講師間会議では、能力担保研修に関して共通の認識をもって頂くことを最大の目的とした。

第2回講師間会議は、平成15年1月20日(月)に予定されている。ここでは、A講師だけでAグループを構成し、B講師だけでBグループを構成し、……、法曹倫理の講師だけで法曹倫理グループを構成し、まずは、A、B、C、D、E、法曹倫理の各グループで、とりまとめ役を決めて頂く。そして、とりまとめ役を中心に、各グループ内で、研修内容の統一を図り、また、とりまとめ役の講師だけが集まって、起案出題の調整をし、重複出題防止を図る。この結果を各グループに持ち帰る。

これらのうちで、実行可能な部分まで、第2回講師

間会議で行い、できなかった部分を第3回講師間会議で行うという手順で進むのが好ましいと思われる。第3回講師間会議は、平成15年3月17日(月)に予定されている。

#### (2) 会員の受講希望を問うアンケート結果

能力担保研修に関する会員の受講希望を問うアンケートが2回実施され、第2回のアンケートが平成14年6月に実施され、回答率約50%で、初年度(平成15年度)能力担保研修の受講希望者が、約1,350人であった。この傾向は、第1回アンケート(平成13年12月実施)の集計結果とほぼ同じである。

#### (3) 受講生の選定

弁護士が侵害訴訟の場で早く社会に貢献することができるようにするためには、侵害訴訟の補佐人経験者に早く侵害訴訟代理権を取得してもらうことが有効であり、この観点から、補佐人経験を有する弁護士が優先的に受講できる機会を設けることとした。一方では、補佐人経験を有しない弁護士でも受講意欲が高く、これを無視し得ない。つまり、補佐人経験回数が多い会員程、受講チャンスを大きくするとともに、補佐人経験を有しない弁護士にも、ある程度の受講枠を設ける方向で検討を進めている。

具体的には、表9に示すように、過去5年間に、侵害訴訟の補佐人を5回以上経験している弁護士は、必ず受講することができるとし、補佐人を1~4回経験した弁護士は、80%の確率で受講することができるようにし、残った受講枠で、補佐人未経験の弁護士が受講できるように受講生を選定することを考えている。東京会場では、過去のアンケート結果に基づいてシミュレートすると、補佐人経験0回の受講申込者は、30%前後の確率で受講できる。

表9 侵害訴訟の補佐人経験回数(過去5年間)と受講可能確率との関係

侵害訴訟の補佐人経験回数	5回以上	1~4回	0回
能力担保研修を受講できる確率	100%	80%	30%前後

なお、表9に示す受講可能確率は、東京会場の場合であり、他の会場において、補佐人未経験者(経験回数0回)の受講できる確率は、表9に示す場合とは異

なる。補佐人経験の5年間の経験は、平成10年1月～14年12月までの期間のいずれかの時期に補佐人として受任した事件の回数であると考えている。比較的新しい侵害訴訟の経験を基準にするという観点から、経験の期間を5年間に限った。

表9に示す選定基準は、受講希望アンケート結果に基づいてシミュレートしたものであり、実際に受講できる確率は、変更されることもある。

上記のように受講者選定に関して、侵害訴訟の補佐人経験を基準に受講者選定することを研修所は考えており、審決取消訴訟の代理人経験は、審決取消訴訟の本質が行政訴訟であり、侵害訴訟とは本質を異にするという理由で、受講者選定の基準には考えておらず、また、大学委託の民法、民訴の基礎研修を受けても能力担保研修を受講できるとは限らない(基礎研修の受講申込の案内において、この点が記載されている)。

#### (4) 侵害訴訟代理研修懇談会

能力担保研修の準備の検討に際して、有識者の方々に種々の意見をお聞きする機会を得るために、日本弁理士会では、研修懇談会を、平成14年6月13日、9月5日、10月10日、平成15年1月16日の合計4回、開催して頂いた。侵害訴訟代理研修懇談会の委員は、牧野利秋、吉原省三、小松陽一郎、内藤義三、富岡英次、美勢克彦、毛利峰子の各弁護士である。

#### (5) 研修所能力担保研修部会の活動

研修所内で能力担保研修を検討、準備を担当しているのは、能力担保研修部会であり、井上一部長を中心に第1～3グループが、能力担保研修についての検討、準備を行っている。

第1グループは、石渡英房リーダーを中心に、6人の運営委員が、全国15クラスのカリキュラム作成、受講費用、講義の出席条件(遅刻、早退の定義)、修了条件の検討および例規案の作成等の検討を担当している。

第2グループは、泉克文リーダーを中心に、6人の運営委員が、講義の運営方式の検討、講師挨拶回りの役割分担、講師マトリクス表作成、講師候補者への状況説明を担当している。

第3グループは、栗宇百合子リーダーを中心に、9人の運営委員が、事前調査(6/17実施)及びその解

析、受講条件、受講生選定方式の検討、受講申込書の作成、地区会員への追加アンケートとその解析を担当している。

この他、近畿支部、東海支部、中国・四国部会所属の運営委員が、各自の地区とのパイプ役、カリキュラムの修正、研修会場の確保、講師の挨拶回りを担当している。また、部会全体で、第1～3回講師間会議の運営を行っている。

#### (6) 統一教科書

統一教科書は、能力担保研修の内容統一のために作成され、特許庁が作成している。

特許権等侵害訴訟手続の解説(ビデオ付)  
特許権等侵害訴訟手続の解説〔別冊記録〕  
特許権等侵害訴訟の実務  
請求の趣旨と要件事実  
法曹倫理事例集  
基本判例集

#### 5. 特定侵害訴訟代理業務試験

特定侵害訴訟代理業務試験については、特許庁ホームページに公表されているが、その抜粋は、次のとおりである。なお、特許庁ホームページの「審議会資料、報告書類、講演録」の「工業所有権審議会の議事要旨、資料」の中で、「特定侵害訴訟代理業務試験の基本方針(案)」が、平成14年11月付で公表されている。

試験科目、出題形式、試験の回数、受験地

試験科目は、民法、民事訴訟法、民事訴訟実務である。出題形式は、民事訴訟実務について実践的知識を修得したか否かを確認するために、論文式で出題され、その中で民法、民事訴訟法について出題される。年1回実施され、東京、大阪で実施される。

受験資格

日本弁理士会が実施する能力担保研修の課程を修了した弁理士である。なお、試験に不合格となった者は、再度研修を受講しなくとも次年度以降も受験資格を有する。

試験日

受験者が現に業務を行っている弁理士であることに鑑み、土曜日または日曜日のいずれかの1日間で実施される。初年度(平成15年度)は、10月以降に実施される。

## 出題数、試験時間

事例2題が出題され、1題の事例に対して民事訴訟実務に関する大問1問、民法または民事訴訟法上の論点を問う小問がそれぞれ1問である。試験時間は、事例1題当たり、2時間30分であり、2題で合計5時間である。

## 試験問題等の公開

解答については、言及すべき論点を公表し、試験問題中に配点を表示し、合格基準および採点基準が、事前に公表される。

## 6. 大学委託の民法、民事訴訟法基礎研修等

## 大学委託を行う理由

民法、民事訴訟法の基礎を修得していないと、民事訴訟法の実務を主体とする能力担保研修を十分に理解することができないことから、民法、民訴の基礎を修得することが、能力担保研修受講の前提になっている。ただ、民法、民訴は自己研鑽であり、その修得方法は問われていない。特に理工系出身の弁理士が独学で修得するのは、効率が悪いであろうし、かといって、個人が、大学の聴講システムを探し、場合によっては、遠くの大学に通うといった負担を軽くするために、日本弁理士会が受け皿を用意し、この受け皿の1つが大学委託の基礎研修である。

日本弁理士会が、弁理士専用の基礎研修をいくつかの大学に委託し、会員がそれら委託大学の中から希望の大学を選択し、そこで勉強する。委託先の各大学が非常に好意的、協力的であり、基礎研修がスムーズに実行されている。

## 実施形態

実施大学は、表10に示すように、全国で、9大学であり、弁理士の数が多い関東、近畿、東海の大学で開講し、ほとんどの大学では上記基礎研修が修了している。

## 受講者数

受講者数は、表10に示すように、平成14年度は、合計720名が受講修了または受講中である。

## カリキュラム

研修所が作成した民法、民訴に関する共通レジメを各委託大学に提示し、このレジメに沿って研修して頂いている。時間数は、民法30時間、民訴30時間の合計60時間である。

表10 大学委託の基礎研修の実績

	大学名	実施期間	受講者数
関東	青山学院大学	平成14年 8月 8日～平成14年9月27日	95
	慶應義塾大学	平成14年 9月21日～平成15年 1月18日	107
	中央大学	平成14年10月 5日～平成15年 3月15日	101
	日本大学	平成14年 9月17日～平成14年12月19日	140
	神奈川大学	平成14年10月24日～平成15年 1月22日	47
関西	立命館大学	平成14年 9月27日～平成15年 2月21日	76
	関西大学	平成14年10月19日～平成15年 1月25日	86
東海	愛知大学	平成14年10月 4日～平成14年12月13日	25
	名城大学	平成14年 9月28日～平成14年12月14日	43
合計受講者数			720

この度の大学委託基礎研修に対する弁理士の熱意は相当高く、ある大学では、95人定員であるが、出席者が90人を割った日がなく、基礎研修の講師である法学部教授がその受講生の熱心ぶりを教授会で報告したところ、学長も感激し、予定していなかった修了証書を学長自ら受講生に手渡すことを申し出たという報告を受けている。他の多くの委託大学からも、受講した弁理士の熱心さについて同様の報告が届いている。

大学委託の基礎研修を平成15年度も実施する予定であり、事前にアンケートでニーズを的確に把握し、この結果を踏まえて、大学側と折衝する予定にしている。

## 放送大学

大学委託の基礎研修と同様に、民法、民訴の基礎研修の受け皿の1つとして、放送大学を会員に紹介し、

表11 基礎研修に関する放送大学の実績

放送大学	実施期間	受講者数
科目履修生	平成14年10月～平成15年1月 (平成14年第2学期)	45

表11に記載されているように、放送大学を45人が受講している。

## 7. 本年1月以降の日程の概要

平成15年1月 第2回講師間会議、特許庁への研修実施計画書の提出、改正法の政省令の施行、受講要綱の決定、会員宛研修案内送付(選定方式、受講料、日程を明示)

同年2月 受講申込の受付開始

同年3月 第3回講師間会議、受講生の選定、

コース別名簿作成，  
受講料徴収，各クラス正副委員長の  
指名，受講規則決定

同年 5 月 研修開始

同年 9 月 研修修了

同年10月以降 特定侵害訴訟代理業務

効果確認試験の合格者は，日本弁理士会に付記申請し，付記が行われると，特定侵害訴訟についての代理権を取得できる地位を有する。

能力担保研修，特定侵害訴訟代理業務試験は，2年度以降も毎年，実施される。その内容，日程等は，初年度と基本的には同様であると考えられ，その規模は，初年度実施後に検討される。大学委託の民法，民訴の基礎研修についても，2年度以降実施の方向で検討している。研修所の基礎研修部が担当して検討，実行する。

また，研修所では，弁理士が侵害訴訟代理人となった後に，より質の高い侵害訴訟代理人となるべく，ポスト能力担保研修を検討している。

## 8. おわりに

特定侵害訴訟代理権は，弁理士の業務拡大というよ

りも，社会からの強い要請に応えるものであると認識し，これに応え得る万全の研修態勢を構築する責務があるとの強い意識で，研修所が能力担保研修の検討，準備に当たっている。

本林日弁連会長を始めとする弁護士会の方々，助川東京弁護士会副会長，酒井第一東京弁護士会副会長，秋山第二弁護士会副会長，播磨大阪弁護士会副会長，井上名古屋弁護士会副会長，特許庁，裁判所，基礎研修開催大学等に多大のご尽力を頂き，誠に感謝致します。本当に多くの方々に支えられて，やっとここまで辿り着いたという思いでいっぱいです。この誌上をお借りして，心からお礼を申し上げますとともに，今後とも宜しくお願い致します。

また，能力担保研修の実施に向けて，日本弁理士会の正副会長会，研修所，事務局がその準備を全力で進めておりますが，まだまだ，検討すべき内容，事前に用意する事柄等が山積しており，研修開始までに行える限りの手を打つべく必死で頑張っています。よりよい能力担保研修にするために，関係団体，日本弁理士会会員の皆様からの貴重なご意見を頂戴し，また絶大なご協力をお願い申し上げます。

表12 グループ別講師表

A 講師	生田 哲郎，加藤 貞晴，北原 潤一，小林 幸夫，小松陽一郎，佐長 功，嶋末 和秀，島田 康男，高橋 隆二，辻居 幸一，内藤 義三，平野 和宏，松村 信夫，三山 峻司，安田 有三，吉澤 敬夫
A' 講師	山崎 順一
A の一部を担当する講師	片山 英二，櫻林 正己，高橋 譲二，富岡 英次，三木浩太郎，吉田 和彦，渡邊 一平
B 講師	伊原 友己，岩坪 哲，内田 敏彦，緒方 延泰，近藤 惠嗣，櫻林 正己，外川 裕，高橋 淳，高橋 譲二，田中伸一郎，牧野 利秋，松本 司，美勢 克彦，光石 俊郎，宮崎万壽夫，渡邊 敏
C 講師	牛田 利治，橘高 郁文，君嶋 祐子，久世 勝之，熊倉 禎男，鈴木 修，田倉 整，竹田 稔，内藤 義三，畑 郁夫，松本 好史，宮川美津子，村林 隆一，安原 正之，矢部 耕三
D 講師	植村 元雄，加藤 幸江，小池 恒明，小西 敏雄，小林 淳郎，小南 明也，寒河江孝允，末吉 互，杉本 進介，芹田 幸子，谷口 由記，富岡 英次，名越 秀夫，速水 幹由，吉田 正夫
E 講師	伊藤 真，岩谷 敏昭，尾近 正幸，金井 重彦，窪木登志子，櫻井 彰人，佐藤 雅巳，塩見 渉，白波瀬文夫，中尾 正士，日野 修男，藤田 邦彦，山口三恵子，吉田 和彦，吉武 賢次
法曹倫理講師	井窪 保彦，大橋 正春，柏木 俊彦，熊谷 光喜，栗宇 一樹，後藤 昌弘，伊達 弘彦，永石 一郎，西垣 義明，村林 隆一

(敬称略，五十音順)



## 東京 クラス 1

## 表 4

## 能力担保研修カリキュラム(案)

コース〔隔週 月曜日, 木曜日 夜間(各3時間)〕

場 所〔東京 弁理士会館 3階第1・2会議室〕

週/曜日	1/3コマ目(90分)	講師	2/4コマ目(90分)	講師	自宅起案
5月9日(金)	【開講式・ガイダンス】 18:00~19:00	A	なし		
第1週	5月12日(月) 【講義1】18:00~19:30 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	【講義2】19:40~21:10 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	
	5月15日(木) 【講義3】18:00~19:30 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	【講義4】19:40~21:10 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	
第2週	5月26日(月) 【講義5】18:00~19:30 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	【講義6】19:40~21:10 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	
	5月29日(木) 【講義7】18:00~19:30 侵害差止請求訴訟	A	【講義8】19:40~21:10 侵害差止請求訴訟	A	
第3週	6月9日(月) 【講義9】18:00~19:30 差止請求権不存在確認訴訟	A	【演習1】19:40~21:10 特許権・実用新案権侵害訴訟1 (差止)(講義・起案出題)	B	【自宅起案1】 特許権・実用新案権 侵害訴訟1(差止)
	6月12日(木) 【講義10】18:00~19:30 損害賠償請求訴訟	A	【講義11】19:40~21:10 損害賠償請求訴訟	A	
第4週	6月23日(月) <自宅起案1回収> 【講義12】18:00~19:30 不当利得返還請求訴訟	A	【演習2】19:40~21:10 特許権・実用新案権侵害訴訟2 (損害賠償)(講義・起案出題)	B	【自宅起案2】 特許権・実用新案権 侵害訴訟2(損害賠償)
	6月26日(木) 【講義13】18:00~19:30 特許権等侵害訴訟と紛争解決 手段	A	【演習5】19:40~21:10 意匠権侵害訴訟(講義) (差止又は損害賠償)	C	
第5週	7月7日(月) <自宅起案2回収> 【演習3】18:00~19:30 商標権侵害訴訟(差止又は損害 賠償)(講義・起案出題)	D	なし		【自宅起案3】 商標権侵害訴訟(差 止又は損害賠償)
	7月10日(木) 16:30~21:00 【その他】 訴訟事務手続の解説	裁判 所	【その他】 裁判所から見た知財訴訟	裁判 所	
	【その他】 裁判所から見た知財訴訟	裁判 所	なし		
第6週	7月24日(木) <自宅起案3回収> 【その他】18:00~19:30 法曹倫理	A	【演習4】19:40~21:10 不正競争防止法違反訴訟(差止 又は損害賠償)(講義・起案出 題)	E	【自宅起案4】 不正競争防止法違反 訴訟(差止又は損害 賠償)
第7週	7月28日(月) 【演習1】18:00~19:30 特許権・実用新案権侵害訴訟1 (差止)(自宅起案1講評)	B	【演習1】19:40~21:10 特許権・実用新案権侵害訴訟1 (差止)(自宅起案1講評)	B	
第8週	8月4日(月) <自宅起案4を回収> 【演習2】18:00~19:30 特許権・実用新案権侵害訴訟2 (損害賠償)(自宅起案2講評 )	B	【演習2】19:40~21:10 特許権・実用新案権侵害訴訟2 (損害賠償)(自宅起案2講評 )	B	
第9週	8月25日(月) 【演習3】18:00~19:30 商標権侵害訴訟 (自宅起案3講評)	D	【演習3】19:40~21:10 商標権侵害訴訟 (自宅起案3講評)	D	
第10週	9月8日(月) 【演習4】18:00~19:30 不正競争防止法違反訴訟 (自宅起案4講評)	E	【演習4】19:40~21:10 不正競争防止法違反訴訟 (自宅起案4講評)	E	
	9月13日(土) 【修了式】13:00~15:00	A	なし		

## 東京 クラス 8

## 表 5

## 能力担保研修カリキュラム(案)

コース〔隔週 日曜日 昼間(6時間)〕

場 所〔東京 弁理士会館 3階第1・2会議室〕

週/曜日		1/3コマ目(90分)	講師	2/4コマ目(90分)	講師	自宅起案
5月9日(金)		【開講式・ガイダンス】 18:00~19:00	A	なし		
第1週	5月11日(日)	【講義1】 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	【講義2】 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	
		【講義3】 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	【講義4】 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	
第2週	5月25日(日)	【講義5】 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	【講義6】 特許権等侵害訴訟の仕組み	A	
		【講義7】 侵害差止請求訴訟	A	【講義8】 侵害差止請求訴訟	A	
第3週	6月8日(日)	【講義9】 差止請求権不存在確認訴訟	A	【演習1】 特許権・実用新案権侵害訴訟1 (差止)(講義・起案出題)	B	【自宅起案1】 特許権・実用新案権 侵害訴訟1(差止)
		【講義10】 損害賠償請求訴訟	A	【講義11】 損害賠償請求訴訟	A	
第4週	6月22日(日)	<自宅起案1回収> 【講義12】 不当利得返還請求訴訟	A	【演習2】 特許権・実用新案権侵害訴訟2 (損害賠償)(講義・起案出題)	B	【自宅起案2】 特許権・実用新案権 侵害訴訟2(損害賠償)
		【講義13】 特許権等侵害訴訟と紛争解決 手段	A	【演習5】 意匠権侵害訴訟(講義) (差止又は損害賠償)	C	
第5週	7月6日(日)	<自宅起案2回収> 【演習3】 商標権侵害訴訟(差止又は損害 賠償)(講義・起案出題)	D	なし		【自宅起案3】 商標権侵害訴訟(差 止又は損害賠償)
	7月10日(木) 16:30~21:00	【その他】 訴訟事務手続の解説	裁判 所	【その他】 裁判所から見た知財訴訟	裁判 所	
第6週	7月20日(日)	<自宅起案3回収> 【その他】 法曹倫理	A	【演習4】 不正競争防止法違反訴訟(差止 又は損害賠償)(講義・起案出 題)	E	【自宅起案4】 不正競争防止法違反 訴訟(差止又は損害 賠償)
		【演習1】 特許権・実用新案権侵害訴訟1 (差止)(自宅起案1講評)	B	【演習1】 特許権・実用新案権侵害訴訟1 (差止)(自宅起案1講評)	B	
第7週	8月3日(日)	<自宅起案4回収> 【演習2】(第1コマ) 特許権・実用新案権侵害訴訟2 (損害賠償)(自宅起案2講評 )	B	【演習2】(第1コマ) 特許権・実用新案権侵害訴訟2 (損害賠償)(自宅起案2講評 )	B	
第8週	8月24日(日)	【演習3】(第1コマ) 商標権侵害訴訟 (自宅起案3講評)	D	【演習3】(第2コマ) 商標権侵害訴訟 (自宅起案3講評)	D	
第9週	9月7日(日)	【演習4】(第1コマ) 不正競争防止法違反訴訟 (自宅起案4講評)	E	【演習4】(第2コマ) 不正競争防止法違反訴訟 (自宅起案4講評)	E	
第10週	9月13日(土)	【修了式】13:00~15:00	A	なし		

(原稿受領 2003.1.14)